

**新型コロナウイルス感染症の影響拡大に伴うお客さまへの追加対応について  
～ 入院給付金・入院治療給付金に関する特別取扱い ～**

新型コロナウイルス感染症に罹患された皆さま、および関係者の皆さまに、謹んでお見舞い申し上げます。

明治安田生命保険相互会社（執行役社長 根岸 秋男）は、新型コロナウイルス感染症の影響拡大に伴い、以下のとおり、ご契約に対する特別取扱いを追加実施いたします。

**入院給付金・入院治療給付金に関する特別取扱いについて**

新型コロナウイルス感染症の影響拡大に伴い、以下の場合には、臨時施設等または自宅で療養した期間についても、その期間に関する医師または医療機関の証明をもって入院給付金・入院治療給付金の対象とする特別取扱いを実施いたします。

- ・医療機関が満床等の理由で入院できず、臨時施設等または自宅において、入院と同等の療養を受けた場合
- ・医療機関が満床等の理由で退院予定日が早まり、臨時施設等または自宅において、入院と同等の療養を継続した場合

※なお、上記保険手続き等の照会先については、当社ホームページを通じ、お客さまにお知らせしております。

明治安田生命公式ホームページ：<https://www.meijiyasuda.co.jp/>

以 上